

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	小城市 公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、住宅管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

小城市は、「公営住宅に関する事務」を行うために「住宅管理システム」を利用している。

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	市では、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき市営住宅3団地、152戸を管理し、市民及び市内に勤務する者並びに住宅に困窮する者を対象に、低廉な家賃で賃貸等を行っている。公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居者からの収入報告に基づき、月額家賃や敷金を決定する。また、家賃の収納や入居者の適正な管理を実施している。
③システムの名称	公営住宅システム、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 入居者情報ファイル2. 同居者情報ファイル、3. 承継者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会の根拠) (1)番号法第19条第8号 別表第二 31の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	定住推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	定住推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	定住推進課 TEL(0952-37-6150)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	事務概要中の市営住宅の戸数の変更	157戸	156戸	事後	訂正
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 住宅管理システム 基礎項目評価書	小城市 公営住宅に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1.③システムの名称の修正	総合案内窓口システム	統合宛名システム	事前	
令和1年6月26日	事務概要中の市営住宅の戸数の変更	6団地、156戸	3団地、153戸	事後	
令和1年6月26日	5.評価実施期間における担当部署	①部署 建設課、②所属長 建設課長 西村 徳義	①部署 定住推進課、②所属長の役職名 課長	事後	
令和1年6月26日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 建設課	請求先 定住推進課	事後	
令和1年6月26日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 建設課 TEL(0952-37-6120)	連絡先 定住推進課 TEL(0952-37-6150)	事後	
令和2年5月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年5月29日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一 第19項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 19の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	事後	
令和2年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項 別表第二 第31項	(照会の根拠) (1)番号法第19条第7号 別表第二 31の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条	事後	
令和2年5月29日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会の根拠) (1)番号法第19条第7号 別表第二 31の項	(照会の根拠) (1)番号法第19条第8号 別表第二 31の項	事後	
令和6年3月29日	事務概要中の市営住宅の戸数等の変更	153戸を建設	152戸を管理	事後	
令和6年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	